

あはき・柔整広告ガイドラインの概要

令和7年2月18日

厚生労働省医政局医事課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1. あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師等の広告に関する検討会について
2. あはき師法・柔整師法等における広告関連規定
3. あはき・柔整広告ガイドラインのポイント
4. 広告規制の対象範囲
5. 広告可能な範囲と表現方法
6. 広告可能な事項の具体的な内容
7. 禁止される広告等について
8. 相談・指導等の方法について
9. インターネット上のウェブサイト等について
10. 無資格者の行為に関する広告について

1. あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師等の広告に関する検討会について

あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう（以下「あはき」という）及び柔道整復（以下「柔整」という）等の広告については、社会保障審議会医療保険部会「あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費検討専門委員会」「柔道整復療養費検討専門委員会」において適正化を行うべきとの指摘があったところであり、また、医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告について見直しが行われたこと等を踏まえ、国民に対するあはき柔整等の情報提供内容のあり方について検討を行う。

これまでの検討会の議論内容

- 第 1 回（平成30年 5月10日）広告の現状と課題について（フリーディスカッション）
- 第 2 回（平成30年 7月18日）施術団体からヒアリング
- 第 3 回（平成30年10月10日）地方公共団体、保険者からヒアリング
- 第 4 回（平成30年11月22日）これまでの議論を踏まえた論点整理
- 第 5 回（平成31年 2月14日）景品表示法の概要、表示等の適正化の取り組み（消費者庁からヒアリング）
- 第 6 回（平成31年 3月18日）これまでの議論を踏まえた論点整理（医療広告ガイドラインとの整合等）
- 第 7 回（令和 元年 5月16日）施術団体からヒアリング（広告可能事項の範囲（具体的な表示例）について）
- 第 8 回（令和 元年11月14日）これまでの議論を踏まえた広告ガイドライン（案）作成方針について
- 第 9 回（令和 5年 2月13日）施術所の名称（「業態名+治療院」、「整骨院」）等について
- 第10回（令和 6年 5月20日）施術所の名称「整骨院」について
あはき・柔整広告ガイドラインに記載する内容（案）について
- 第11回（令和 6年 7月12日）施術所の名称「整骨院」について
あはき・柔整広告ガイドライン（案）について

構 成 員 (◎は座長)

※令和6年7月12日現在

石川 英樹	公益社団法人全日本鍼灸マッサージ師会 副会長
磯部 哲	慶應義塾大学大学院法務研究科 教授
江澤 和彦	公益社団法人日本医師会 常任理事
加護 剛	奈良県橿原市財務部 部長
木川 和広	アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士
坂本 歩	学校法人呉竹学園 理事長（公益社団法人東洋療法学校協会 理事）
鈴木 俊明	健康保険組合連合会 政策担当部長
竹下 義樹	社会福祉法人日本視覚障害者団体連合 会長
徳山 健司	公益社団法人日本柔道整復師会 理事
◎福島 統	東京慈恵会医科大学 特命教授
前田 和彦	九州医療科学大学 教授
南 治成	公益社団法人日本鍼灸師会 業務執行理事
山口 育子	認定NPO法人ささえあい医療人権センターCOML 理事長

2. あはき師法・柔整師法等における広告関連規定（1 / 2）

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）（抄）

（※）以下「あはき師法」という。

第七条 あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業若しくはきゆう業又はこれらの施術所に関しては、何人も、いかなる方法によるを問わず、左に掲げる事項以外の事項について、広告をしてはならない。

- 一 施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所
- 二 第一条に規定する業務の種類
- 三 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 四 施術日又は施術時間
- 五 その他厚生労働大臣が指定する事項

2 前項第一号乃至第三号に掲げる事項について広告をする場合にも、その内容は、施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項にわたってはならない。

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第七条第一項第五号の規定に基づく あん摩業等又はこれらの施術所に関して広告し得る事項（平成11年厚生省告示第69号）

（※）以下「あはき広告告示」という。

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第七条第一項第五号の規定に基づき、あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業若しくはきゆう業又はこれらの施術所に関して広告し得る事項を次のように定め、平成十一年四月一日から適用し、昭和二十六年十月厚生省告示第二百十八号（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第七条第一項第五号の規定に基き広告し得る事項を定める件）は、平成十一年三月三十一日限り廃止する。

- 一 もみりようじ
- 二 やいと、えつ
- 三 小児鍼（はり）
- 四 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第九条の二第一項前段の規定による届出をした旨
- 五 医療保険療養費支給申請ができる旨（申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。）
- 六 予約に基づく施術の実施
- 七 休日又は夜間における施術の実施
- 八 出張による施術の実施
- 九 駐車設備に関する事項

2. あはき師法・柔整師法等における広告関連規定（2 / 2）

柔道整復師法（昭和45年法律第19号）（抄）

（※）以下「柔整師法」という。

第二十四条 柔道整復の業務又は施術所に関しては、何人も、文書その他いかなる方法によるを問わず、次に掲げる事項を除くほか、広告をしてはならない。

- 一 柔道整復師である旨並びにその氏名及び住所
 - 二 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
 - 三 施術日又は施術時間
 - 四 その他厚生労働大臣が指定する事項
- 2 前項第一号及び第二号に掲げる事項について広告をする場合においても、その内容は、柔道整復師の技能、施術方法又は経歴に関する事項にわたつてはならない。

柔道整復師法第二十四条第一項第四号の規定に基づく柔道整復の業務又は施術所に関して 広告し得る事項（平成11年厚生省告示第70号）

（※）以下「柔整広告告示」という。

柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）第二十四条第一項第四号の規定に基づき、柔道整復の業務又は施術所に関して広告し得る事項を次のように定め、平成十一年四月一日から適用し、昭和四十五年七月厚生省告示第二百四十五号（柔道整復師法第二十四条第一項第四号の規定に基づき広告し得る事項を指定する件）は、平成十一年三月三十一日限り廃止する。

- 一 ほねつぎ（又は接骨）
- 二 柔道整復師法第十九条第一項前段の規定による届出をした旨
- 三 医療保険療養費支給申請ができる旨（脱臼又は骨折の患部の施術に係る申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。）
- 四 予約に基づく施術の実施
- 五 休日又は夜間における施術の実施
- 六 出張による施術の実施
- 七 駐車設備に関する事項

3. あはき・柔整広告ガイドラインのポイント（1 / 2）

Point 1

- 原則として限定的に認められた事項以外の広告が禁止されてきたあはき師法及び柔整師法の規定する範囲内において、これまでの基本的な考え方は引き続き堅持しつつも、利用者が適切に施術所等を選択するために必要かつ正確な情報の提供を確保する観点から、その運用の留意事項を定めたこと。

Point 2

- 「医療広告ガイドライン」を参考にしつつ、指導等の実効性を担保するとともに、診療を必要とする状態の者の適切な診療を受ける機会や施術所等の利用を希望する者の適切な施術を受ける機会の喪失が起こり得るような広告を規制の対象とするという考え方に基づき作成したものであること。

Point 3

- 医療と紛らわしい表記が認められないことは重要な点であり、本指針はこれを十分考慮した上で広告可能な事項の例等を記載することとしたこと。

Point 4

- あはき・柔整に関する広告は、あはき師法、柔整師法に加え、広告関連法令（医療法、医薬品医療機器等法、景品表示法、不正競争防止法、健康増進法）等による規制の対象に含まれるものであること。

3. あはき・柔整広告ガイドラインのポイント（2 / 2）

Point 5

- 利用者が施術所等を選択する上でその名称は重要な情報であることから、国家資格保有者によるあはき・柔整の業態であること等、利用者が正しく認知できる名称が必要であることを示したこと。

Point 6

- 違法性が疑われる広告等に対して、都道府県等が指導等の措置を適切に実施できるよう、どのようなものが広告違反として問題となるかを明らかにするため、広告に係る基本的な考え方を示すとともに、具体的な表示例や指導上の留意事項等を取りまとめたこと。

Point 7

- 原則としてインターネット上のウェブサイト等は、あはき師法及び柔整師法の広告規制の対象とはならないものの、インターネット等を通じた情報の発信・入手が極めて一般的な手法となっている現状に鑑み、ウェブサイト等の内容の適切な在り方についても本指針に定めることにより、関係団体等による自主的な取組を促すこととしたこと。

Point 8

- 無資格者による行為により発生した事故の情報が寄せられていること等を踏まえ、無資格者による広告の適切な在り方についても本指針に定めたこと。

4. 広告規制の対象範囲

あはき師法第7条及び柔整師法第24条の対象となるあはき・柔整に関する広告の該当性については、次の①から③までの要件のいずれも満たす場合に該当するものと判断する。

- ① 利用者を施術所等に誘引する意図があること【誘引性】
- ② 施術者の氏名又は施術所等の名称が特定可能であること【特定性】
- ③ 一般人が認知できる状態にあること【認知性】

(※) あはき師法第7条及び柔整師法第24条に規定する通り、施術者又は施術所のみならず広告代理店やいわゆるインフルエンサー等、何人も広告規制の対象となる。

実質的に広告と判断されるものの扱い

広告規制の対象となることを避ける意図をもって、外形的に①から③の要件に該当することを回避するような表現としても、実質的にこれらの要件をいずれも満たす場合は広告に該当するものとして取り扱うことが適当である。

(例) ※一部抜粋

- ・「これは広告ではありません。」「これは、取材に基づく記事であり、利用者を誘引するものではありません。」との記述があるが、施術所等の名称が記載されているもの
- ・インターネット上の施術所等紹介（仲介）サイトあるいは口コミサイトと称して、あたかも閲覧者の口コミ情報を基に取材したように当該施術所等を掲載したり、施術所等のランキング等を掲載しているが、施術所等が掲載料・広告料を支払っているものや、口コミによる取材の基準やランキング等の決定の基準が恣意的なもの 等

暗示的又は間接的な表現の扱い

直接的に表現しているものだけではなく、当該情報物を全体でみた場合に、暗示的又は間接的にあはき・柔整に関する広告であると一般人が認識し得るものも広告に含まれる。

(例) ※一部抜粋

- ・ 病人が回復して元気になる姿のイラスト
- ・ 新聞が特集した施術方法の記事を引用するもの
- ・ www.katakorinaoru.ne.jp等のURLの使用 等

通常広告とは見なされないものの具体例

- ・ 学術論文、学術発表等
- ・ 新聞や雑誌等の記事
- ・ 利用者等が自ら掲載する体験談、手記等
- ・ 施術所内で掲示又は配付するパンフレット等
- ・ 利用者からの申出に応じて送付するパンフレットやE-mail 等 7

5. 広告可能な範囲と表現方法

- あはき・柔整に関する広告として広告可能な事項は、あはき師法及びあはき広告告示又は柔整師法及び柔整広告告示により、あはき・柔整に関する広告として広告可能な範囲に限られる。
- 広告に掲載される情報は、利用者の施術所等及び施術内容の選択に資する情報であることを前提とし、その内容については、客観的な評価が可能であり、かつ事後の検証が可能な事項に限られる。

広告の手段

あはき師法及びあはき広告告示又は柔整師法及び柔整広告告示により広告が可能とされた事項については、文字だけではなく、暗示的又は間接的な表現により写真、イラスト、映像、音声等による表現も可能である。

略号や記号の使用

広告可能な事項について、社会一般で用いられていたり、広告の対象となる地域において、正確な情報伝達が可能である場合には、略号や記号を使用することは差し支えないものとする。

(例)

- ・ 一般社団法人 → (一社)
- ・ 電話番号03-0000-0000 → ☎ 03-0000-0000

広告可能な事項の記載の仕方

あはき師法及びあはき広告告示又は柔整師法及び柔整広告告示により広告が可能とされた事項に対しては、正確な情報が提供され、利用者によるその選択を支援する観点から、情報の受け手側である利用者の理解促進のために分かりやすい表現を使用したり、その説明を加えることは、望ましいことであり広告可能とする。

(例)

- ・ 医療保険療養費支給申請ができる旨

→「医療保険により利用者は施術費用の一部負担で施術を受けることができます」又は「一旦施術費用の全額を負担いただきますが、後で保険者に対してその費用の一部を請求することができます」と言い換えることは可能

6. 広告可能な事項の具体的な内容（1 / 4）

施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所、あはき師の業務の種類

（※）あはき法・柔整師法規定事項

- あはき師法第1条又は柔整師法第3条に規定する免許を有するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師である旨をあはき・柔整に関する広告に記載できるものであること。
- 「国家資格保有」の表記も併せて広告することが可能であること。

【広告可能な事項の例】※一部抜粋

（例）あん摩マッサージ指圧師（国家資格保有）
柔道整復師（国家資格保有） 等

【広告不可能な事項の例】※一部抜粋

- ・民間資格を保有している旨（例）伝統鍼灸、整体 等
- ・外国における類似資格の保有又は経歴を有している旨

施術所の名称

（※）あはき法・柔整師法規定事項

- 利用者が安心・安全にあん摩マッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道整復の施術を受けるためには、利用者が正しい情報に基づいて施術所等を選択できることが重要である。利用者が施術所等を選択する上で、その名称は重要な情報であることから、
 - ・国家資格保有者による、あはき・柔整の業態であること
 - ・法令に基づき都道府県に届けられ適法であること
 - ・医療機関と紛らわしい名称を用いていないことについて利用者が認知できる名称である必要があること。

英語にしたり、一般的に同じ意味と認識される別の用語・呼称を用いる等表現方法を変えても表示は不可

【広告可能な名称の例】※一部抜粋

- ・業態を特定せずに「施術所（院）」と表記すること
（例）〇〇施術所（院）
※「国家資格保有」を併せて表示するなど、利用者にとってわかりやすい名称とすることが望ましい。
- ・提供する施術業態に「治療院（所）」を付けること
（例）〇〇鍼灸治療院、〇〇鍼灸療院、〇〇鍼灸治療所 等
- ・施術所が併設されている場合等に併記すること
（例）〇〇接骨院・鍼灸院、〇〇接骨院・〇〇鍼灸院 等

【広告不可能な名称の例】※一部抜粋

- ・病院又は診療所と誤解する恐れがあるものを含んでいる名称
（例）〇〇治療所、メディカル、クリニック、リハビリ 等
- ・対象者を限定するもの
（例）女性専門療院、交通事故専門、アスリート 等
- ・施術内容、技能、方法を含んでいる名称
（例）不妊鍼灸、背骨専門、無痛治療、電気療法 等
- ・効能を含んでいる名称、優良な施術所と思わせる名称
（例）姿勢改善、小顔矯正、背骨矯正、巧み 等

6. 広告可能な事項の具体的な内容（2 / 4）

施術所の電話番号及び所在の場所を表示する事項

（※）あはき法・柔整師法規定事項

- 施術所等の電話番号及び所在の場所を表示する事項については、利用者の便宜を図るためのものについては、広告可能とすること。

【広告可能な事項の例】 ※一部抜粋

（例）フリーダイヤルである旨、電話の受付時間、最寄駅からの道順及び所要時間、案内図 等

【広告不可能な事項の例】

・ 施術者の技能等広告可能でない事項を暗示する電話番号のルビ
（例）「1 3 7 4（痛みなし）」、「3 7 7 6（みな治る）」 等

施術日及び施術時間

（※）あはき法・柔整師法規定事項

- 施術日及び施術時間は、利用者に対し提供すべき情報であるので、可能な限りあはき・柔整に関する広告においても記載するのが望ましい。ただし、医療と紛らわしく、診療を必要とする状態の者の適切な診療を受ける機会や施術所等の利用を希望する者の適切な施術を受ける機会を阻害するおそれがある表記は認められない。

【広告可能な事項の例】

- ・ 時間による施術内容の別
（例）午前施術・午後出張施術 等
- ・ 受付時間、施術曜日、休日（休療日）
- ・ 施術のほか初検、再検、往療、施療と表記すること
（例）往療日、施療日、施療時間 等

【広告不可能な事項の例】

- ・ 診療（診療日、診療時間、診療中 等）と表記すること
- ・ 診察（診察日、診察時間、診察中 等）と表記すること
- ・ 診（休診日、初診、再診、往診 等）と表記すること

あはき師法第9条の2第1項前段の規定による届出をした旨及び 柔整師法第19条第1項前段の規定による届出をした旨

（※）あはき広告告示・柔整広告告示規定事項

- 都道府県知事へ施術所開設に係る届出をした施術所である旨は広告可能。

【広告可能な事項の例】

（例）○月○日 ○○県 開設届出済

【広告不可能な事項の例】

（例）厚生労働省認定・認可、指定、都道府県知事認定・認可、指定 等

6. 広告可能な事項の具体的な内容（3 / 4）

医療保険療養費支給申請ができる旨

（※）あはき広告告示・柔整広告告示規定事項

- 医療保険療養費支給申請ができる旨の表示は、以下の要件を満たす場合に限り広告可能。
 - ・ あはきの施術所等は、医師の同意が必要な旨を明示する場合に限ること。
 - ・ 柔整の施術所等は、脱臼又は骨折の患部の施術に係る申請については、医師の同意が必要な旨を明示する場合に限ること。なお、その際、「外傷性が明らかな骨折、脱臼、打撲、捻挫等が医療保険療養費支給申請の対象となる」ことと、「このうち、脱臼又は骨折の患部の施術に係る申請については、医師の同意が必要である」こととを併記することは差し支えない。

【広告可能な事項の例】

- ・ 医療保険療養費支給申請ができる旨。なお、利用者の理解促進の観点から、以下の言い換えは可能。
 - ✓ 医療保険により利用者は施術費用の一部負担で施術を受けることができます
 - ✓ 一旦施術費用の全額を負担いただきますが、後で保険者に対してその費用の一部を請求することができます

【広告不可能な事項の例】

（例）各種保険取扱い、労災保険取扱い、自賠責保険取扱い、交通事故取扱い 等

予約に基づく施術の実施及び休日又は夜間における施術の実施

（※）あはき広告告示・柔整広告告示規定事項

- 施術を提供する日時等については、利用者に対し提供すべき情報であるので、可能な限りあはき・柔整に関する広告においても記載することが望ましい。

【広告可能な事項の例】

（例）予約優先である旨（電子メール等で予約を受け付けている場合はその旨） 等

6. 広告可能な事項の具体的な内容（4 / 4）

出張による施術の実施

（※）あはき広告告示・柔整広告告示規定事項

- 出張による施術の実施については、日時等についても利用者に対し提供すべき情報であるので、可能な限りあはき・柔整に関する広告においても記載するのが望ましい。ただし、医療と紛らわしく、診療を必要とする状態の者の適切な診療を受ける機会や施術所等の利用を希望する者の適切な施術を受ける機会を阻害するおそれがある表記は認めないこと。

【広告可能な事項の例】

- ・出張可能な範囲・地域
- ・出張に応じる施術者名
- ・出張に対応する時間等（午前、午後の別を含む）
- ・往療と表記すること
- ・「訪問施術の実施」の表現

【広告不可能な事項の例】

- ・訪問診療、往診等、「診」と表記すること

駐車設備に関する事項

（※）あはき広告告示・柔整広告告示規定事項

- 駐車設備の有無、駐車設備の位置、収容可能台数及び利用に当たって料金を徴収している場合には当該駐車料金について広告可能であること。

【広告可能な事項の例】

駐車場の有無、場所、写真、料金、収容可能台数等

あはき、柔整に関する内容に該当しない事項

- 法及び告示により広告が可能とされた事項以外の広告が禁じられているが、背景等となる風景写真、レイアウトに使用する幾何学模様やBGMとして放送される音楽等については、通常、あはき、柔整に関する内容ではないので、特段制限されるものではない。
- ただし、風景写真であっても、他の施術所や医療機関の建物である場合やそのような誤認を与える場合や、芸能人が当該施術所等を推奨することや芸能人が受療をしている旨を表示することは、あはき・柔整に関する広告の規制の対象として扱うこと。

7. 禁止される広告等について

- あはき・柔整に関する広告は、あはき師法及びあはき広告告示又は柔整師法及び柔整広告告示により広告可能とされた事項を除いては、広告が禁じられている。
- 仮に広告可能な事項に関する広告であったとしても、虚偽広告、誇大広告、比較優良広告、公序良俗に反する内容の広告、品位を損ねる内容の広告は、あはき・柔整に関する広告として適切ではなく、広告すべきでない。

あはき師法・柔整師法における禁止事項

あはき師法第7条第2項、柔整師法第24条第2項の規定により、施術者の技能、施術方法又は経歴に関する広告は一切認められないこと。

◆ 施術者の技能、施術方法 ※一部抜粋

(例) 慢性病の根本治療、難病治療の専門、高い技術 等

〇〇流指圧、痛くない鍼、〇〇流接骨術 等

◆ 施術者の経歴 ※一部抜粋

(例) 〇〇養成校卒業後 中国〇〇大学にて学位取得

〇〇療法の第一人者である〇〇先生に師事、〇〇会員、

〇〇研修修了、〇〇代表(役員)、有名人のトレーナー 等

他法令等で禁止される広告

他法令に抵触する広告を行わないことは当然として、他法令に関する広告ガイドラインも遵守すること。

(例) 広告関連法令(医療法、医薬品医療機器等法、健康増進法、景品表示法、不正競争防止法)

虚偽広告及び誇大広告

虚偽又は誇大な広告は、誤った情報や誤認により利用者を不当に誘引し、不適切な施術を受けさせる恐れがあることから、当然、広告すべきではなく、また、広告関連法令等により罰則の対象となり得る。

◆ 虚偽広告 ※一部抜粋

(例) 実際には、土日祝日は施術の受付をしていないにもかかわらず、「年中無休」等と表示するもの 等

◆ 誇大広告 ※一部抜粋

(例) どんなお客様も医療保険療養費支給申請ができます
知事へ届出済みの優良施術所です！ 等

比較優良広告及び公序良俗に反する広告

比較優良広告は、客観的な事実であったとしても、優秀性については広告可能事項ではない上に、誤認を与える恐れがあるため、広告関連法令等の規制対象にもなり得る。

◆ 比較優良広告 ※一部抜粋

(例) 県内で唯一、〇〇に対応しています！ 等

◆ 公序良俗に反する内容

(例) わいせつ若しくは残虐な図画や映像又は差別を助長する表現 等

8. 相談・指導等の方法について

- あはき・柔整に関する広告の指導については、都道府県、保健所及び権限委譲を受けた市町村等が行う。ここでいう指導とは、広告の違法性を指摘し、是正に導くことであり、療養費等の適正化を念頭において、是正案を提示し、時間を経て結果を評価するまでをいい、指示するのみであったり、指導の時点で排除を目的としてはならない。
- 違反広告を発見した場合には、まずは行政指導により違反広告の中止や内容の是正を求めることとなるが、行政指導に従わない、違反広告を繰り返す、法に定める報告を怠る等の場合には、告発を検討すること。更に、罰金刑に至った場合には、受領委任協定又は契約違反となるため、管轄の都道府県や地方厚生局へ通知を行うこと。

苦情相談窓口の明確化

- ◆ 都道府県等は、あはき・柔整に関する広告を実施する者に対する相談支援を行うとともに、利用者からの苦情を受けるための担当係を決め相談窓口を明確化すること。
- ◆ 当該苦情相談の窓口の連絡先については、自治体のウェブサイトや広報誌等を通じて地域住民に周知するべき。

消費者行政機関等との連携

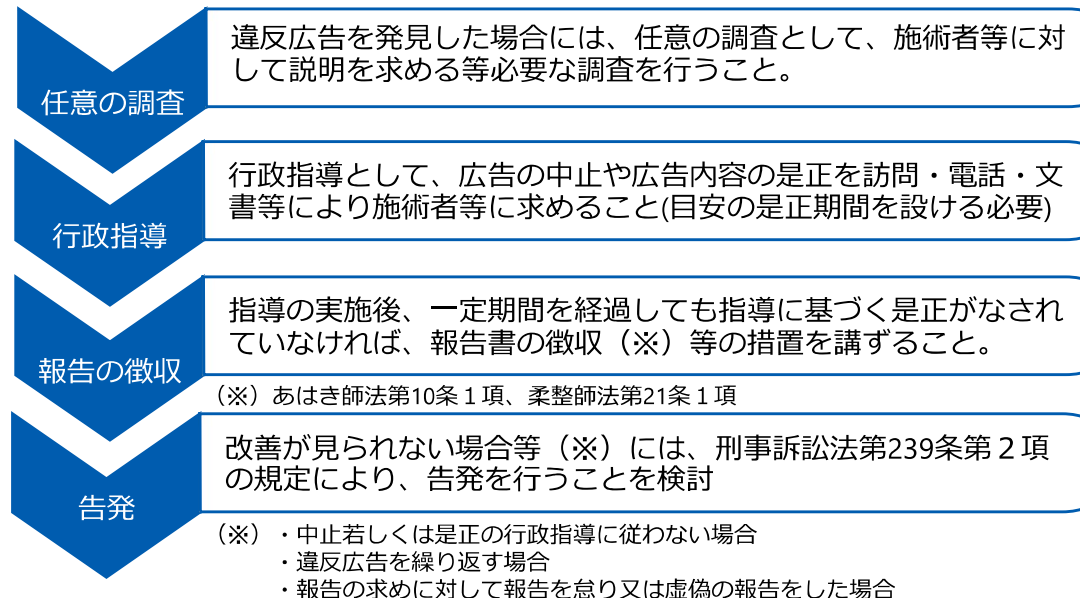
- ◆ 利用者からの苦情は、管内の消費生活センターに寄せられることもあるので、苦情・相談の状況について定期的に情報交換する等、消費者行政機関との連携に努め、情報共有のための連携体制を確立すること。

広告関連法令との関係

- ◆ 広告関連法令（医療法、医薬品医療機器等法、健康増進法、景品表示法、不正競争防止法）等は、重疊的に適用され得ることから、あはき師法又は柔整師法に違反し、又は同時に広告関連法令等に違反していることが疑われる場合については、都道府県等における各所管課室が連携し指導・処分等を行う等、所要の取組を効果的に行うべき。

広告指導の体制及び手順

- ◆ 都道府県等において、法や指針に抵触しないか否かを確認するが、判断ができない場合は、都道府県等から厚生労働省に照会を行う。



- ✓ 罰金刑に至った施術者については、受領委任協定又は契約違反となるため、管轄の都道府県、地方厚生局に通知を行うこと。
- ✓ 刑事告発等を実施した際には、必要に応じて、事例を公表することにより、利用者や住民等に対して当該違反広告に対する注意喚起を行うこと。

9. インターネット上のウェブサイト等について

- インターネット上の施術所等のウェブサイト等は、当該施術所等の情報を得ようとの目的を有する者が、自らURLを入力したり、検索サイトで検索した上で閲覧するものであるため、「認知性」を満たさないものとして、従来情報提供や広報として扱ってきた。これらについては、引き続き原則として広告とは見なさないこととする。
- 一方、インターネット等を通じた情報の発信・入手が極めて一般的な手法となっている現状に鑑み、ウェブサイト等についても、その内容の適切な在り方について、本指針に定め、関係団体等による自主的な取組を促す。

(※) あはき・柔整に関する広告の該当性については、次の①から③までの要件のいずれも満たす場合に該当するものと判断する。

①誘引性、②特定性、③認知性

広告に該当するものの例

- ◆ 以下の例のようなバナー広告等やSNSでの書き込み等については、広告の要件①～③のいずれの要件も満たす場合には、広告として扱う。
(例) ・ 検索サイト上で「鍼灸」と検索した際にスポンサーとして表示されるもの
・ 検索サイトの運営会社等に対して費用を支払うことによって意図的に検索結果として上位に表示される状態にしたもの

ウェブサイト等に掲載すべき事項

- ◆ 利用者に正確な情報が提供され、その選択を支援する観点から、通常必要とされる施術内容、費用、施術のリスク等のウェブサイト等に掲載すべき事項は以下の通り。
 - 表示される情報の内容の問合せ先
 - 自費の施術に係る施術内容、通常必要とされる費用等に関する事項
 - ・ 回数券やプリペイドカード等を販売する場合には、その商品の内容や契約内容を利用者が正確に理解して購入できるよう表示
 - 自費の施術に係る主なリスク、副作用等に関する事項

ウェブサイトに掲載すべきでない事項

- ◆ 利用者保護の観点から、利用者を不当に誘引する虚偽又は誇大な内容等のホームページに掲載すべきでない事項は以下の通り。
 - 内容が虚偽又は客観的事実であることを証明できないもの
(例) ・ 絶対安全な施術です。絶対に治る施術。
・ 加工、修正した施術前・施術後の写真等の掲載
 - 他との比較等により自らの優良性を示そうとするもの
(例) ・ 口コミサイトで1位を獲得。
・ ○○にも掲載された
 - 内容が誇大なもの又は施術所等に都合が良い情報等の過度な強調
 - 早急な受療を過度にあおる表現又は費用の過度な強調
 - 科学的な根拠が乏しい情報に基づき、利用者の不安を過度にあおる等して、施術所等への受療を不当に誘導するもの
(例) ・ こんな症状が出ていれば命に関わりますので、
今すぐ受療ください。
 - 公序良俗に反するもの、品位を損ねる内容のもの、広告関連法令等において禁止されるもの

10. 無資格者の行為に関する広告について

- 無資格者の行為に係る広告については、適応症の広告や、身体症状・疾病に効果があると受け取られるような広告等消費者に誤認や過度な期待を与えるおそれがある広告や、あん摩マッサージ指圧以外の行為を提供する場所において「マッサージ」という語句を用いた広告等がみられ、消費者に誤認を与えるおそれがあると指摘されている。
- 現在においても、無資格者の行為に係る不適切広告等の情報等が寄せられていることから、あはき、柔整の他に無資格者の行為の広告の適切な在り方について本指針に定め、関係団体等による自主的な取組を促すこととした。
- 消費者庁に事故の情報が多数寄せられている現状からも、本指針を踏まえ、事業所等においては、営利を目的として、広告により利用者を不当に誘引することは厳に慎むべきであり、利用者保護の観点も踏まえ、広告に掲載されている内容を利用者が適切に理解し、あはき、柔整又は無資格者の行為を選択できるよう、客観的で正確な情報提供に努めるべきである。

広告に掲載すべきでない事項

- ◆ 利用者保護の観点から、利用者を不当に誘引する虚偽又は誇大な内容等の広告に掲載すべきでない事項を示すこととした。

- 内容が虚偽にわたる又は客観的事実であることを証明することができないもの
- 他との比較等により自らの優良性を示そうとするもの
- 早急なサービスの利用を過度にあおる表現
- 費用の過度な強調

利用者に対して費用の安さ等の過度な強調・誇張等については、利用者を不当に誘引するおそれがあることから、本指針での広告やウェブサイト等に掲載すべきでない。

- 科学的な根拠が乏しい情報に基づき、利用者の不安を過度にあおる等して、施術所等への受療を不当に誘導するもの

- あはき師法、柔整師法等に抵触する内容を含むもの

- 無資格者の行為は、国家資格が必要なあん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業若しくは柔道整復の業務とは全く異なることから、国家資格を必要とする業を行っていると利用者に誤認を与えるような表示は不適切である。
- 「腰痛」、「膝の痛み」等の痛み症状に対する施術、慢性の「肩こり・疲労」等の常態的な症状に対する施術の表現は、特定の疾患に対する施術或いは疾患の原因となる可能性を含んでいる症状に対する施術に当たる可能性が高いことから、広告及びウェブサイト等に表現すべきでない。

- 公序良俗に反するもの、広告関連法令等において禁止されるもの